

7 自殺（予告）

【事例】

学校の事務室に、自校の生徒と思われる者からの電話があり、「生きていてもつまらない。もう死にたい。」とだけ言って切れた。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・受信者は、管理職に速やかに報告し、全教職員による緊急の会議を招集し、対応に向けて役割分担を行う。
- ・教職員は、生活アンケートや個人面談記録等を参考にして、自殺の危険性が高いと考えられる生徒についての情報収集等を行う。
- ・教職員の連絡体制、外部（警察や報道機関等）との窓口の一本化等、対応策を確認する。

[生徒の安否確認]

- ・担任（学年主任）等が各学級（ホームルーム）の全生徒の安否を確認する。
- ・自殺の可能性が高いと考えられる生徒への家庭訪問を行う。

[関係機関等との連携]

- ・状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の状況について時系列（メモ）により速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[自殺予告をした児童生徒への指導]

※特定された場合

- ・当該生徒の気持ちを傾聴し、保護者と連携を図りながら自殺防止の対策を確認する。
- ・当該生徒とスクールカウンセラーや学校医等の専門家との面談を行う。
- ・スクールカウンセラーが配置されていない場合は、教育委員会に派遣を要請する。
- ・軽い気持ちで電話をした場合には、行為の重大さに気付かせながら、当該生徒の気持ちを受け止める。
- ・当該生徒の心身の状態や人権、プライバシーに十分配慮して、今後の対応を検討する。

※特定されない場合

- ・日常的に言動等が気になる生徒について、個別相談を通して悩み等を聴く機会を設定する。
- ・全教職員が生徒を守り通す態度を示すとともに、学級（ホームルーム）活動等で「SOSの出し方」「学校における相談体制」等について指導する。
- ・学校・学級通信等を通じて、生徒を見守る体制づくりが進むよう、家庭の協力を要請する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[生徒理解の充実]

- ・日常の学校生活全体を通して、生徒一人一人の表情や言動の変化に目を向け、小さなサインを見逃さないように心がける一方で、万が一の場合に備え、危機対応チームを組織しておく。

[教育相談の充実]

- ・一部の教職員で抱え込むことなく、定期的・組織的な教育相談や、個別や集団による特別面談を積極的かつ継続的に行うことができるような校内体制を確立する。

[保護者等との連携]

- ・生徒の様子で気になるころがあれば、保護者や地域住民から学校にすぐに情報が得られるような協力体制を確立する。

[相談機関等との連携]

- ・地域の相談電話等に相談が入る場合もあるので、各相談機関が自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について事前に確認しておく。